

学童保育たんぽぽ ご利用の手引き

(入会案内書)

簡 易 版



NPO法人 学童保育たんぽぽ

港南区笹下 5-12-15

エミューズ ヴィラ 1F

TEL 045-847-1891

携帯 090-5661-7557

Mail tanpopo.family@gmail.com

TANPOPO FAMILY

～目 次～

1. 学童保育について.....	1
(1) 学童保育とは.....	1
(2) 横浜市の学童保育.....	1
(3) 「はまっこふれあいスクール」や「放課後キッズクラブ」との違い.....	1
2. 学童保育たんぽぽについて.....	2
(1) 「学童保育たんぽぽ」設立の経緯.....	2
(2) 運営主体について.....	2
3. 保育概要.....	3
(1) 対象児童.....	3
(2) 定員.....	3
(3) 指導員.....	3
(4) 開所日・開所時間.....	3
(5) 土曜保育.....	3
(6) 学校休業日（1日保育）.....	3
(7) 延長保育（朝・夕）.....	3
(8) 閉所日.....	3
4. 保育料等.....	4
(1) 保育料等費用の種類と料金.....	4
① 入会金.....	4
② 傷害保険料.....	4
③ 月額保育料.....	4
④ 運営管理費.....	5
⑤ 延長保育料（朝・夕）.....	5
⑥ その他の費用.....	5
(2) 納入方法.....	6
① 自動引落とし.....	6
② 振込.....	6
(3) 費用についての諸注意.....	6
5. 入会・休会・退会.....	7
(1) 入会申込について.....	7
(2) 入会に必要な書類.....	7
(3) 入会時面談について.....	7
(4) 休会.....	7
(5) 退会.....	7
6. たんぽぽの生活① ～放課後の場合～.....	8
7. たんぽぽの生活② ～夏休みの一日保育の場合～.....	9
8. 登所、帰宅.....	10
(1) 登所（学校→学童）.....	10
(2) 帰宅（学童→自宅）.....	10
(3) 車での送迎.....	10

1. 学童保育について

(1) 学童保育とは

近年、働く女性や核家族が増えています。共働き家庭やひとり親家庭の小学生の子どもたちは親が仕事をしているため、放課後や長期休み、突然の休校などの学校休業日には子どもだけで過ごすこととなります。

このような子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設が学童保育です。学童保育に子どもたちが入所して安心して生活を送ることができることにより、親も安心して仕事を続けることができます。学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。

「ただいま！」と子どもたちは、学校からまっすぐに帰ってきます。家庭と変わらないあたたかな雰囲気の中、「おかえりなさい」と迎える専任指導員のもとで、昼間のきょうだいのような仲間と共に、楽しく放課後を過ごすことのできる生活の場所、それが学童保育です。

「働くことと子育てを両立したい」との願い広がり、「うちの地域にも安心して子どもを入れられる学童保育がほしい」という声はますます大きくなっています。

(2) 横浜市の学童保育

横浜市では放課後児童クラブ事業として、放課後保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生の児童を対象に、町内会・学校・父母の代表者や民生・児童委員、青少年指導員等の方々に組織された地域の運営委員会等に補助することにより実施しています。

国や市は、「学童保育」という名称を「放課後児童クラブ」に変えましたが、長年慣れ親しみ使っている「学童保育」と私たちは愛着を持って今でも呼んでいます。

保護者の就労を守る場でもある学童は、放課後・土曜日・夏休み等の長期休業日や、突然の休校などにも対応しています。（施設により異なります）

(3) 「はまっこふれあいスクール」や「放課後キッズクラブ」との違い

放課後の学校施設を利用して行われている「はまっこふれあいスクール」や「放課後キッズクラブ」に似ていると思われがちですが、2つの事業は「預り（保育）」^{*}の場ではなく、学年やクラスの枠を超えて多様な友達と自主的に遊ぶことができる「遊びの場」です。

学童保育は家庭で過ごすように一人ひとりの子どもたちの成長を見守り、保護者の就労を保障する場です。

はまっこやキッズクラブのように毎日入れ替わる仲間たちと過ごすのでは、子どもにとって安心した生活の場とは言えないように思います。

※17時～19時に「預りの場」になり、ごく少数の子どもたちと過ごして待つようです。



2. 学童保育たんぽぽについて

(1) 「学童保育たんぽぽ」設立の経緯

「たんぽぽ」は、平成7年（1995年）4月、日下小学校の学区内に保育所の設立を願う親たちの運動で生まれました。そして、翌平成8年4月、地域のご協力を得て、横浜市の委託条件（当時）を満たすことができ、横浜市委託学童保育所となりました。

その後、横浜市の制度移行によって平成18年度より委託事業から補助事業へと変わり、現在の学童保育「たんぽぽ」は横浜市からの補助と保育料によって運営されています。

また、たんぽぽは、平成26年度より日下小前の第2古林荘から、笹下5丁目の新築施設に移転しました。これにより、平成27年度からスタートした子育て支援新制度にも適合している耐震基準と面積を確保した安全な施設での運営となっています。

(2) 運営主体について

学童保育たんぽぽは、発足当初より地域の方々による運営委員会と保護者会による任意団体として運営してきました。その実情は、必要となる資源を保護者の努力に依存しているため、安定した運営を継続させることが困難でした。また、これまで受け継いできたたんぽぽの保育の質を今後も維持し、向上させていくためには現状の任意団体のままでは限界がありました。

「この学童保育たんぽぽを守りたい。未来に続く多くの子どもやその親たちにも今のたんぽぽを継承したい。」そのような強い思いから、より社会的信頼を得られるNPO法人を設立することとなりました。

そして、NPO法人を平成27年2月24日に設立し、同年4月1日の運営から学童保育たんぽぽは、NPO法人による運営に移行しました。

多くの学童保育所が運営委員会方式で運営されている中で、学童保育たんぽぽは平成27年度より法人化となったことから、保護者に対する運営の負荷が軽減されています。



3. 保育概要

(1) 対象児童

小学1年生から6年生までの児童が対象。その他、理事長が入会を認めた者。

(2) 定員

55名 ※2020年11月現在・・・在籍数53名

(3) 指導員

- ・正規指導員 2名
- ・補助指導員、アルバイト 11名

(4) 開所日・開所時間

- ・月～金曜日 12:00～18:00
- ・土曜日・学校休業日 8:30～18:00

※延長保育（朝・夕）については、[\(7\) 延長保育（朝・夕）](#)をご参照ください。

(5) 土曜保育

- ・土曜保育は、希望者のお申し出により、対応します。
- ・保育希望の場合は、1週間前(土曜日)の保育時間内(18:00迄)に利用時間をお申し出下さい。
- ・毎週土曜日の保育を希望する場合は、その旨をお申し出ください。その場合は、欠席する場合のみ1週間前(土曜日)の保育時間内にご連絡をお願いします。
- ・基本的にお仕事で保護者が不在の児童が対象です。

(6) 学校休業日（1日保育）

- ① 夏・冬休み、運動会等土曜日に行われる学校行事の振替休日
- ② 大雪・台風など午前6時の時点で暴風あるいは大雪警報発令により、臨時休校になった場合
※指導員の通勤状況により、8:30以降の開所になる場合もあります。

(7) 延長保育（朝・夕）

- ① 延長保育時間は以下の通りです。
 - ・月～金曜日 18:00～19:00
 - ・土曜日・学校休業日 8:00～ 8:30
18:00～19:00
- ② 延長保育を毎日利用する方は、事前にその旨をお申し出ください。
- ③ 延長保育料については、[4. 保育料等](#)をご覧ください。

(8) 閉所日

- ・日曜、祝日および同振替休日
- ・年末年始（12/29～1/3）
- ・その他、年間予定表にて定めた日

4. 保育料等

(1) 保育料等費用の種類と料金

- 保護者に負担いただく費用は以下の通りです。

支払時期	費用名	参照項番
入会時に必要な費用	入会金	→①
年度初めに必要な費用	傷害保険料	→②
毎月必要な費用	月額保育料	→③
	運営管理費	→④
	延長保育料	→⑤
その他費用	おでかけ保育時交通費等	→⑥

① 入会金

一人につき 15,000円

② 傷害保険料

一人につき 2,500円/年（年度初めに一括）

③ 月額保育料

保育料（一人あたり）	料金
共働き家庭（1～4年生）	17,000円
共働き家庭（5～6年生）	14,000円
ひとり親家庭 ※	13,000円
市民税非課税・生活保護家庭 ※※	▲2,500円
上記同一家庭の2人目以降	▲2,000円
保護者の病気療養等による減免	13,000円

※ 父、母または養育者が、婚姻の届けはしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるときは、減免の対象とはなりません。

※※ 「市民税所得割非課税世帯」及び「生活保護世帯」（証明書類の提出が必要です）。また、次のいずれかに該当する世帯も含まれます。

（ア）平成24年度実施の税制改正による扶養控除見直し前の旧税額計算により、市民税所得割非課税世帯となる世帯。

（イ）寡婦（夫）控除をみなし適用した場合に市民税所得割非課税世帯となる世帯。

受給資格を証する書類（課税（非課税）証明書等）が受理された日の翌月より、当該年度及び翌年度5月までが減免対象となります。但し適用始期は4月～12月の間とします。

保護者の長期疾病等による保育料減免

共働き家庭で、病気等の理由により、父母のどちらかが3か月以上就労できず、保育料の支払が困難であると認められた場合、その期間の保育料を月額13,000円に減免します。

減免の申し出は、就労できなくなった日以降1か月以内に、医師の診断書をご提出ください。

但し、適用期間の最長は1年間（蓄積累計12ヶ月）とします。

④ 運営管理費

- ・運営に関わる管理費として一世帯につき 2,000円/月

⑤ 延長保育料（朝・夕）

延長時間		延長保育料（一人につき）	
		1～6年生の児童	障害のある児童、個別支援学級に在籍している児童、及び登下校時に保護者同伴などの特別な配慮を要する児童
朝	8:00～8:30	300円/回 (上限) 3,000円/月	150円/回 (上限) 1,500円/月
夕方	18:00～19:00	500円/回 (上限) 4,000円/月	250円/回 (上限) 2,000円/月

*延長保育料（朝・夕）は、月締めとし、翌月清算とします。

*延長お迎えについては19:00時間厳守でお願いします。

⑥ その他の費用

その他の費用として、夏休みなどのおでかけ保育の費用等があります。

おでかけの際の交通費、入館料などの実費を別途徴収させていただきます。

(2) 納入方法

毎月の納入方法は、原則として口座引落としにてお願いいたします。

① 自動引落とし

概要：保育料等の集金業務を代金回収受託会社（株式会社ミツウロコクリエイティブソリューションズ）に委託し、毎月決まった日に保護者の方々の預金口座より自動引落しで集金を行います。

なお、引き落としの対象は、「毎月の保育料」「保険料」「運営管理費」「延長保育料」「その他の費用」です。

引落日：毎月27日に翌月分をお引落しします。但し、延長保育料、その他の費用は翌月27日の引き落としとなります。（27日が銀行休業日となる場合は、その翌営業日となります）

金融機関：都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンクなどからの引き落としが可能です。詳しくは別紙にてご案内します。

手続き：事前に「預金口座振替申込書・自動払込利用申込書」をご提出いただきます。

② 振込

入会金、初月保育料、入会年度の傷害保険料につきましては、指定の銀行口座に振込をお願いいたします。詳細は別紙にてご案内します。

また、自動引落としの書類手続きが支払期日までに完了しない場合も、お振込にてお願いいたします。

なお、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

(3) 費用についての諸注意

- 保育料や延長保育料等の費用は、毎年の児童数や市の補助額により、内容・料金を見直すことがあります。
- 特別な事情があり且つ理事長が認めた時、保育料を減免する場合があります。
- 児童が1ヶ月に1度も出席しなかった場合でも、保育料の返金はいたしません。
- 引落日に引き落としができなかった場合、期日までに振り込みがされない場合は、督促状をお送りします。なお、支払期日を過ぎた場合は、事務手数料をご請求させていただく場合があります。
- 保育料を3ヶ月滞納されますと通所停止となります。

3ヶ月以上滞納された保育料には1割の延滞金を加算させていただきます。

また、3ヶ月以内の滞納であってもその頻度が多く運営上支障がある場合、利用の継続をお断りする場合があります。

必ず期限までに納入をお願いします。



5. 入会・休会・退会

(1) 入会申込について

期日までに、「放課後児童クラブ入会申込書」を提出して下さい。

市の補助金にて運営している関係上、新年度からの入会を希望されるかたには、申込期日を設定させていただいておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

(2) 入会に必要な書類

入会時には以下の書類を提出していただきます。

- ① 放課後児童クラブ入会申込書
- ② 児童票
- ③ 児童健康台帳 1, 2
- ④ 誓約書
- ⑤ 預金口座振替申込書・自動払込利用申込書

②～⑥の用紙は、入会確定後にお渡しいたします。

なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。

(3) 入会時面談について

- ・入会前の3月中に個人面談を行います。
- ・保育園・幼稚園等での様子やご家庭での様子をお伺いします。

また、児童健康台帳を基に成育歴をお伺いします。指導員からみて、特別な配慮が必要と考えられる場合は、別途書類の提出を依頼します。

(4) 休会

- ・児童が健康上等やむを得ない事情（①児童の入院、②児童の利用拒否、③保護者の入院 等※）で1か月に1度も学童に来られない場合は、最長3か月まで休会することができます。※「横浜市放課後児童健全育成事業の手引き」に記載の通り
- ・休会期間中は、当該児童の兄弟（2人目以降）の保育料は減免しません。
- ・休会を希望する場合は、休会前月10日までに指導員までお知らせ下さい。
- ・上記以外の理由で休会を希望する場合は、別途ご相談下さい。

(5) 退会

- ・学童保育は、引越しや保護者の就労状態の変更などやむを得ない事情を除いて、1年間（4月～翌年3月）の在籍を前提とします。学童運営の基本が年度単位で考えられているためです。
- ・やむをえない理由で年度途中に退会を希望する場合は、退会前月10日までに指導員にご相談下さい。なお、原則として月の途中での退会はできません。
- ・退会することが決まりましたら、退会日の1ヶ月前までに「放課後児童クラブ退会届出書」をご提出ください。

6. たんぽぽの生活① ～放課後の場合～

下校（登所）	1年生は、5月末まで指導員が学校まで迎えに行き、一緒に学童に行きます。6月以降は子どもたちの様子を見てクラス別・男女別等で帰宅します。
昼食 （12:15）	入学式後の2～3日は給食がありませんので、手さげ袋などにお弁当を持たせて下さい。
遊び （15:00～17:15）	雨の日以外、笹下中央公園に遊びに行きます。 行きたくない子に対して無理強いはしません。おやつ前おやつ後もしっかり遊ぶことができます。
おやつ （15:00～16:20）	子どもたちのおたのしみの一つのおやつ。毎日“今日のおやつは何？”と楽しみにしてくれています。 週に1～2回手作りおやつの日があります。 15:00～16:20の間で自分の好きな時間に食べることができます。また、食器洗い等の片付けも当番制で行っています。
学習タイム （17:00～17:20）	毎日20分程、学習の時間を設定しています。宿題は学童で終わらせる約束をするなど、お子さんと十分な話し合いをして下さい。指導員が一人ひとりに付き添い宿題をみることはできません。もちろん、わからないところは力になります。また、やっていない子にはやるよう声かけはしますが、あくまでも宿題は学校とご家庭の指導範囲と考えています。
帰りの会 （17:25）	子どもの司会進行で、楽しかったこと嫌だったことなどをみんなの前で発表します。
帰宅 （17:30～18:00）	帰宅方法には、 <u>保護者のお迎え</u> 、 <u>希望時間に帰宅する自主帰り</u> 、17時30分に出発する <u>指導員による「送り」</u> があります。 帰宅方法は、保護者の判断にお任せしていますが、18時以降は必ず保護者お迎えとさせていただきます。 ※詳しくは8. 登所・帰宅 を参照ください。
延長保育 （18:00～19:00） ※別途料金	部屋の中で静かに過ごして保護者のお迎えを待ちます。

- 宿題やお手伝いすると「ポイント」が付きます。ポイントがたまるとすてきな商品がもらえます。保護者にも何を持ち帰っているかメール等でお知らせします。
- 学童以外のお友だちと遊ぶことができます。詳細は別紙「お友だちと遊ぶ時のお約束」をご覧ください。

7. たんぽぽの生活② ～夏休み等の一日保育の場合～

8:00～8:30 朝の延長保育	ご近所の迷惑にならないように静かに過ごします。
8:30～9:00 自由遊び	
9:00～9:30 学習	ご家庭より学校の宿題や本、ドリルなどを持参し、各自で取り組みます。
9:35～9:45 朝の会	一日の流れ、その日子どもたちに必要な話を指導員からします。
9:45～12:00 自由遊び	公園に行きたい子は指導員と一緒に外遊びに行きます。
12:15 昼食	持参したお弁当を食べます。保護者が作れなかった時は近くのコンビニに買いに行くことができます（通称：買い弁）。
13:00～14:30 お昼寝かDVD鑑賞	お昼寝は希望者のみ行っています。
14:30～15:00 学習	午前と午後合わせて1時間の学習です。10分程で終わってしまう子もいるので、十分な教材をご用意下さい。
15:00～17:15 自由遊び	公園に行きたい子は指導員と一緒に外遊びに行きます。
15:00～16:20 おやつ	前ページと同じ
17:25 ※帰りの会	前ページと同じ
17:30～18:00 ※帰宅	前ページと同じ
18:00～19:00 ※夜の延長保育	前ページと同じ

※長期休暇の予定については、事前に配布します。

- 運動会等の振替休日、長期休暇（春・夏・冬休み）中はお出かけ保育を行っています。
- お出かけ保育日は、学童での保育はありませんのでご了承ください。
- 「おもちゃの日」を設定しています。自分のおもちゃを一つ持参できます。
詳細は別紙の「ゲームについてのお約束」をご覧ください。

8. 登所、帰宅

(1) 登所（学校→学童）

1年生の5月末までは、学童指導員が学校まで迎えに行きます。

6月からは状況を見つつ、子どもたちと話し合い、クラス別等のグループで下校します。



(2) 帰宅（学童→自宅）

帰宅方法は、以下の3通りの方法があり、どの方法で帰宅するかは各ご家庭にお任せしています。入会時に提出する「児童票」にて帰宅方法をお知らせください。

① お迎え

18時以降は、必ず保護者のお迎えをお願いします。

② 自主帰り

18時までであれば、子どもだけでの帰宅は可能です。

③ 指導員による「送り」

平日、17時30分に学童を出発して、打越交差点まで指導員引率による「送り」を行っています。打越交差点（アルシニア調剤薬局前）で解散しますので、原則として解散場所から自宅までひとりで帰ることができ、家のカギを持っている子とさせていただきます。指導員が解散場所で保護者のお迎えを待つことはできませんのでご了承ください。

(3) 車での送迎

駐車スペースは、玄関前及び施設脇の駐車場（8番、16番）の3か所があります。保護者のお迎えを、お車でされる場合は事前に指導員へお知らせください。